別記様式第１号の２の２の２（第4条、第51条の11の2関係）

全体についての消防計画作成（変更）届出書

|  |
| --- |
| 年　　月　　日　取手市消防長　殿　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□防火統括管理者□防災住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　□防火□防災別添のとおり、全体についての　　　　　 管理に係る消防計画を作成（変更）したので届け出ます。 |
|
|
|
|
|
|
|
| 管理権原者の氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名） |  |
| 防火対象物又は　　　　　　　の所在地建築物その他の工作物 | 　 |
| 防火対象物又は　　　　　　　の名称建築物その他の工作物（変更の場合は、変更後の名称） | 　 |
| 防火対象物又は　　　　　　　の用途建築物その他の工作物（変更の場合は、変更後の用途） |  | 令別表第１ | （ 　）項 |
| その他必要な事項（変更の場合は、主要な変更事項） |  |
| 受付欄※ | 経過欄※ |
|  |  |

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

　　　２　□印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

　　 ３　※印の欄は、記入しないこと。

様式第６号（第１０条関係）

**全体についての消防計画書**

年　　月　　日

第１　目的と適用範囲

　　この計画は，火災等の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし，この計画で定めたことは，ここに勤務し，出入りするすべての者が守らなければならない。

第２　管理権原の及ぶ範囲

　１　管理権原の及ぶ範囲は次のとおりとし，第２５の避難経路図及び各事業所の消防計画においてもその範囲を明記するものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 占有部分 | 区　分 | 事業所名 | 管理権原者 |
| 階 | 所有・賃貸 |  |  |
| 階 | 所有・賃貸 |  |  |
| 階 | 所有・賃貸 |  |  |
| 階 | 所有・賃貸 |  |  |
| 階 | 所有・賃貸 |  |  |
| 階 | 所有・賃貸 |  |  |
| 階 | 所有・賃貸 |  |  |
| 階 | 所有・賃貸 |  |  |
| 階 | 所有・賃貸 |  |  |
| 階 | 所有・賃貸 |  |  |
| 共有部分 | 所有・賃貸 |  |  |

　２　各事業所の管理権原者は，防火管理の実態を把握し，防火管理者に防火管理業務を適切に行わせなければならない。

第３　管理権原者の責務

　　管理権原者は,この計画を順守し,建物全体についての安全性を高めるように努め,次の事項について責務を有する。

　１　管理権原者間の協議により，建物全体の防火管理業務を適正に遂行できる権限と知識を有する者を統括防火管理者に選任（解任）すること。

　２　統括防火管理者に建物全体についての消防計画の作成その他建物全体についての防火管理業務を行わせること。

３　統括防火管理者を選任（解任）した場合，消防長へ届け出ること。

　４　統括防火管理者の届出等の消防長との連絡など防火管理上必要な事項を行うとともに，各事業所の管理権原者と意思の疎通を図り，建物全体の安全性の確保に努めること。

５　建物全体についての防火管理業務の実施体制を確立し，維持すること。

６　火災等が発生した場合，自衛消防活動の全般についての責任を各事業所の管理権原者と共同して負うこと。

７　火災等発生の情報を受けた場合，自衛消防本部の設置を自衛消防隊長に指示すること。

▲８　一部委託した防火管理業務が確実に順守されるように,各事業所の管理権原者と協力すること。

（▲は，該当する場合（以下同じ）。）

第４　防火管理協議会の設置等

　１　　　　　　　　　　　　　　における防火管理について必要な事項を定め，火災・震災その他の災害の予防及び人命の安全を図ることを目的として防火管理業務を運営するため，防火管理協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

　２　協議会の構成は，次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 事業所名 | 管理権原者 | 電話番号 | 緊急連絡先 |
| 会　長 |  |  |  |  |
| 副会長 |  |  |  |  |
| 会　員 |  |  |  |  |
| 〃 |  |  |  |  |
| 〃 |  |  |  |  |
| 〃 |  |  |  |  |
| 〃 |  |  |  |  |
| 〃 |  |  |  |  |
| 〃 |  |  |  |  |
| 〃 |  |  |  |  |
| 〃 |  |  |  |  |

　３　協議会の運用事項は，次のとおりとする。

（１）統括防火管理者の選任（解任）の届出に関すること。

　（２）全体についての消防計画の検討・作成及び運用等防火対象物の防火管理上必要な事項を決定し実施すること。

（３）協議会は，毎年　　月に定例会を開催し，必要に応じて臨時会を開催する。

第５　統括防火管理者の資格を有する者であるための要件は，次のとおりとする。

１　防火管理者としての資格を有していること。

　２　協議会から，当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務の内容について説明を受けており，かつ，当該内容について十分な知識を有していること。

　３　協議会から，当該防火対象物の位置，構造，設備の状況その他当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務の内容について説明を受けており，かつ，当該内容について十分な知識を有していること。

第６　統括防火管理者は，次の権限を有するものとする。

　１　各事業所の防火管理者による防火管理業務が適正に行われていないと認める場合には，各事業所の防火管理者に対し，次の措置を講ずるよう指示すること。

　（１）当該防火対象物の廊下等に避難の支障となる物件が置かれた状態を是正しない場合は，当該物件を撤去すること。

　（２）全体についての消防計画に従って実施する訓練に参加しない場合は，訓練に参加するよう促すこと。

　２　各事業所の関係者，防火管理者，火元責任者等に，全体についての消防計画に基づき防火上必要な指示をすること。

３　臨時に協議会の開催を要求すること及び防火上必要な意見を述べること。

第７　統括防火管理者は，建物全体についての防火管理業務について，次の責務を有する。

１　建物全体についての消防計画の作成又は変更に関すること。

　２　建物全体についての消防計画に基づく消火，通報及び避難誘導などの訓練の定期的な実施に関すること。

３　廊下，階段，避難口，安全区画，防煙区画その他の避難施設の維持管理に関すること。

４　火災等発生時における共同の自衛消防組織の活動体制に関すること。

５　火災等発生時おける消防隊に対する必要な情報提供等に関すること。

６　建物全体についての消防計画の管理権原者への周知に関すること。

　７　建物全体についての防火管理上必要な業務を行う場合，各事業所の防火管理者に対して必要な事項を指示すること。

　８　消防長等に対する全体についての消防計画の届出，報告及び防火管理業務に関する記録等の保管をすること。

　９　建物の実態を把握するとともに，各事業所の防火管理者と相互の連絡を保ち，建物全体の安全性の確保に努めること。

１０　その他防火管理上必要と認める事項に関すること。

第８　各事業所の防火管理者は，次の責務を有する。

　１　全体についての消防計画に従って担当区域の防火管理業務を適正に実行し，防火管理上必要な事項を統括防火管理者に報告すること。

２　統括防火管理者の指示に従うとともに，各担当者に必要な指示を行うこと。

３　関係者相互の連絡を保ち，協力して防火管理業務を行うこと。

第９　自衛消防隊組織の編成及び任務等

　　　　自衛消防隊長　　　　　　　　　　　　　　副隊長

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏　名　　 |  | 氏　名　　　 |

|  |  |
| --- | --- |
| 〔通報連絡担当〕（１）非常ベルを鳴らす（２）１１９番に通報する（３）到着した消防隊へ情報提供する | 氏名　　　 |
| 氏名　　　 |
| 氏名　　　 |
| 〔初期消火担当〕（１）水バケツ，消火器等を使用して初期消火する（２）天井に燃え移ったら初期消火は中止して避難する | 氏名　　　 |
| 氏名　　　 |
| 氏名　　　 |
| 〔避難誘導担当〕（１）避難口を開放し，避難経路図に従い，避難誘導にあたる（２）避難誘導は，大声で簡潔に行いパニック防止に努める | 氏名　　　 |
| 氏名　　　 |
| 氏名　　　 |
| 〔応急救護担当〕（１）負傷者に対する応急処理を行う（２）救急隊との連携及び情報の提供を行う | 氏名　　　 |
| 氏名　　　 |
| 氏名　　　 |
| 〔搬出担当〕（１）重要物品の持ち出しを行う | 氏名　　　 |
| 氏名　　　 |

第１０　火災予防上の自主検査は，次のとおり行う。

１　毎日検査

（１）避難通路等の物品の有無

（２）ガス器具のホースの劣化・損傷

（３）電気器具配線の劣化・損傷

（４）火気設備器具の異常の有無

（５）終業時の火気の確認

（６）その他（トイレ内の可燃物等の確認）

２　６ヶ月ごとの検査

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 避難施設 | 避難通路 | ①通路幅員が確保されているか②避難上支障となる物品を置いていないか |
| 階段 | ①階段室に物品等が置かれていないか |
| 各階の避難口 | ①扉の開放方向は避難上支障がないか②避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か③避難階段等に通ずる出入口付近に物品その他の障害物はないか |
| 火気設備器具 | 厨房設備 | ①可燃物からの保有距離は適正か②異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか③燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか |
| ガスストーブ石油ストーブ | ①自動消火装置は適正に機能するか②火気周囲は整理整頓されているか |
| 電気設備 | 電気器具 | ①コードに亀裂，劣化又は損傷はないか②たこ足の接続を行っていないか③許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか |
| その他 | 危険物 | ①容器の転倒及び落下防止装置はあるか②危険物の漏れ，あふれ又は飛散はないか③整理清掃状況は適正か |

３　階段等の管理

(１)　階段・通路等の共用部分の管理権原は，避難経路図に示すとおりとする。

　　(２)　管理権原者及び統括防火管理者は，階段等の共用部分に避難又は消火活動上支障となる物件があるときは，各事業所の防火管理者に対し物件の除去等の指示をするとともに，常に避難路の確保に努めるものとする。

４　不備欠陥事項の改修は，**建物所有者　又は　各事業所**が行う。

第１１　従業員等の守るべき事項

１　避難口，階段，避難通路等には避難の障害となる物件を設け，又は置かないこと。

２　防火戸の付近には，常に閉鎖の障害となる物件を置かないこと。

３　喫煙は，指定された場所で行うこと。

４　火気設備を使用する場合は，周囲を整理整頓し，可燃物に接近して使用しないこと。

第１２　放火防止対策

１　建物の外周部及び敷地内にはダンボール等の可燃物を放置しない。

２　倉庫，書庫等は施錠する。

３　終業時には，必ず施錠する。

４　挙動不審者を見かけたら，防火管理者に報告する。

５　ゴミ箱は，ゴミ収集日の朝まで集積所には出さない。

第１３　消防用設備等の点検

１　点検結果は，防火管理者が管理権原者に報告し，不備については改修計画を樹立し整備する。

２　点検結果の記録は，「防火管理台帳」に綴じて，保存する。

３　点検時以外で，不備を発見した場合は，予算措置し，改修する。

４　消防用設備等の点検は，**建物所有者　又は　各事業所**が実施する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設備名 |  | 点　検 | 機器点検　　　　**月** |
| 点検実施者 |  | 時　期 | 総合点検　　　　**月** |

第１４　地震対策

１　防火管理者は，地震時の災害を防止するための自主検査を第１０により実施する。

２　地震に備え非常用物品等を確保し，点検整備を実施する。

３　地震が発生した場合は，次の安全措置を行うものとする。

（１）地震発生直後は，身の安全を守ることを第一とする。

　　（２）火気設備の直近にいる**（従業員・店員・職員）**は，電源及び燃料の遮断等を行い，防火管理者に状況を報告する。

（３）防火管理者は，二次災害の発生を防止するため，建物，火気設備器具等について点検・検査を実施し，異常が認められた場合は応急処置を行う。

４　地震時の活動は，自衛消防組織による活動を原則とする。

（１）自衛消防隊長は，建物内外の状況を把握し必要な情報を自衛消防隊員に周知徹底させ，混乱を防止するために建物内にいる人に適切な指示を行うこと。

（２）避難にあっては，身の安全を確保した後，建物外に避難させる。

（３）在館者等を広域避難場所へ誘導するときは，順路，道路状況及び地域の被害状況について説明する。

（４）要救助者を発見した場合は，自衛消防隊長に知らせるとともに，周囲の者と協力して救助活動を行うものとする。

第１５　工事中における安全対策

１　防火管理者は，模様替え等の工事を行う場合は，工事人に対して工事計画書を事前に提出させ，必要な指示を行うこと。

２　防火管理者は，工事に立ち会うこと。

３　工事人に対して，指示された場所以外では喫煙及び裸火の取扱いをさせないこと。

４　工事人に対して，火気管理の責任者を作業場ごとに指定し，及び指示させること。

５　溶接・その他の火気等を使用する工事を行う場合は，消火器の準備をすること。

６　塗装などに危険物を使用する場合は，その都度防火管理者の承認を受けること。

７　放火を防止するために，資機材の整理整頓をすること。

第１６　消防長への連絡，報告

１　防火管理者の選任（解任）の届出

２　消防計画の変更の届出

３　消防用設備等の点検結果は，　　　年に１回　　　　　　　　　　　　　が報告する。

４　改装工事中の「工事中の消防計画」

５　消火又は避難訓練を実施する際の通報

６　その他法令等に定める届出

第１７　統括防火管理者への報告

　　各事業所の関係者は，協議事項に定められている事項，その他防火上必要な事項については，統括防火管理者に報告するものとする。

▲第１８　防火管理業務の一部委託

　　防火管理に関する業務の一部を，別表のとおり委託する。

第１９　防災教育

震災対策を含む消防計画の内容，各勤務者の任務等を勤務者・社員等に教育指導し，その徹底を図るものとする。

第２０　訓練の実施時期等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訓練種別 | 訓　練　内　容 | 実施時期 |
| 総合訓練 | 建物全体として実施する総合訓練（消火・通報・避難誘導を連携して行う訓練） | 　　月 |
| 部分訓練 | 消火・通報・避難誘導を個別に行う訓練 | 月　　月 |

**・**　消火訓練及び避難訓練は年２回以上とする。

　　**・**　訓練を実施する場合は，あらかじめ消防本部に通報する。

第２１　避難及び避難誘導上の遵守事項

１　大声で周囲に知らせる。

２　物品持ち出しに気を取られない。

３　一度避難したら二度と出火建物に入らない。

４　落ち着いて避難経路を考える。

５　避難器具の使用も考え，安全な場所へ避難する。

６　必要に応じて，タオル・マスク等を使用する。

７　いたずらに騒ぎたて，無秩序な行動にならないようにする。

８　他の事業所と協力して避難誘導をする。

第２２　通報及び連絡方法

１　大声や自動火災報知設備等で周囲に知らせる。

２　他の事業所へ知らせる。

３　１１９番通報する。

通報内容は，「火事です。取手市（住所）

（建物名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　です。建物が,大きく燃えています（少し煙が出ています）。」等とする。

第２３　消火活動を行う際の遵守事項

１　大声で周囲に知らせる。

２　水バケツ・消火器・屋内消火栓設備等を使用する。

３　天井に燃え移ったら初期消火は中止して避難する。

４　火を見てもあわてずに落ちついて行動する。

第２４　消防隊の誘導方法

１　消防車両を誘導する。

２　消防隊員を誘導する。

３　消防隊員に出火場所，危険物の存否，避難状況，その他火災活動上必要な情報を伝える。

|  |
| --- |
|  |

第２５　避難経路図の提出

※　階段・通路等の共用部分の管理権原についても明示すること。

別表

防火管理業務の一部委託状況表　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日現在

|  |  |
| --- | --- |
| 防火対象物名称 |  |
| 管理権原者氏名 |  |
| 統括防火管理者 |  |
| 防火管理者氏名 |  |
| 受託者の氏名及び住所等（法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地） |
| 氏名（名称）住所（所在地）電話番号担当事務所電話番号講習修了証番号 |  |
| 受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法 | 常駐方式 | 範　囲 | □　火気使用箇所の点検監視業務□　避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理□　火災が発生した場合の初動措置　　□初期消火　□通報連絡　□避難誘導　□その他（　　　　　　　　）□　周囲の可燃物の整理□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 方　法 | 常駐場所常駐人員委託する防火対象物の範囲委託する時間帯 |  |
| 巡回方式 | 範　囲 | □　巡回による火気使用箇所の点検等監視業務□　火災が発生した場合の初動措置　　□　初期消火　　□　通報連絡　　□　その他（　　　　　　　　）□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 方　法 | 巡回回数巡回人員委託する防火対象物の範囲委託する時間帯 |  |
| 遠隔移報方式 | 範　囲 | □　火災異常に遠隔監視及び現場確認業務□　火災が発生した場合の初動措置　　□　初期消火　　□　通報連絡　　□　その他（　　　　　　　　）□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 方　法 | 現場確認要員の待機場所到着所要時間委託する防火対象物の区域委託する時間帯 |  |

 （備考）「受託者の行う防火管理業務の範囲」について，該当する項目の□に✔印を付すること。